

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第10条 省略 (入居の手續)</p> <p>第11条 入居決定者は、市長の指定する期間内に、<u>連帯保証人と連署した請書(連帯保証人と連署できない特別の事情のある規則で定める者にあつては、請書)を提出し、第19条第1項及び第2項に規定する敷金を納付しなければならない。</u></p> <p>2～4 省略 (連帯保証人の資格等)</p> <p>第12条 前条第1項に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1) <u>独立の生計を営んでいること。</u></p> <p>(2) <u>入居決定者と同程度以上の収入があること。</u></p> <p>2 <u>入居者は、連帯保証人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、直ちに市長に届け出て、新たな連帯保証人について承認を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>住所を移転し、又は住所が不明になったとき。</u></p> <p>(2) <u>後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>失業その他の事情により保証能力を著しく減少させるような事態が生じたとき。</u></p> <p>(4) <u>死亡したとき。</u></p> <p>第13条～第39条 省略 (住宅の明渡し請求等)</p> <p>第40条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該市営住宅の入居の許可を取り消し、又は当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 市長は、第1項第4号の規定に該当することにより市営住宅の入居者に対して同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、入居した日から請求の日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年5分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を徴収することができる。</p>	<p>第1条～第10条 省略 (入居の手續)</p> <p>第11条 入居決定者は、市長の指定する期間内に第19条第1項及び第2項に規定する敷金を納付しなければならない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>第12条 削除</p> <p>第13条～第39条 省略 (住宅の明渡し請求等)</p> <p>第40条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該市営住宅の入居の許可を取り消し、又は当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 市長は、第1項第4号の規定に該当することにより市営住宅の入居者に対して同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、入居した日から請求の日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>法定利率の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を徴収することができる。</p>

4～6 省略

第41条～第46条 省略

別表第1(第3条、第15条関係)

構造	建設年度	名称	位置	階層	戸数	専用面積(m ²)	利便性係数	応益係数	近傍同種の住宅の家賃(円)
木造住宅	昭和38年度	大畑	三田市大畑	平屋建	14	32.40	0.88	0.1142	13,800
中層耐火鉄筋住宅	平成7年度	大池南	三田市屋敷町	3階建	18	67.50	0.97	0.8587	83,200
省略									
省略									

以下省略

4～6 省略

第41条～第46条 省略

別表第1(第3条、第15条関係)

構造	建設年度	名称	位置	階層	戸数	専用面積(m ²)	利便性係数	応益係数	近傍同種の住宅の家賃(円)
中層耐火鉄筋住宅	平成7年度	大池南	三田市屋敷町	3階建	18	67.50	0.97	0.8587	83,200
省略									
省略									

以下省略

小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表(付則第3項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第8条 省略 (準用)</p> <p>第9条 第4条から前条までに定めるもののほか、改良住宅の管理については、市営住宅条例第11条(第3項を除く。)から第14条まで、第16条から第25条まで、第32条、第34条、第35条、第39条、第40条(第1項から第4項までに限る。)、第43条、第44条及び第46条の規定を準用する。</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第8条 省略 (準用)</p> <p>第9条 第4条から前条までに定めるもののほか、改良住宅の管理については、市営住宅条例第11条(第3項を除く。)、第13条、第14条、第16条から第25条まで、第32条、第34条、第35条、第39条、第40条(第1項から第4項までに限る。)、第43条、第44条及び第46条の規定を準用する。</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>